

特集：バリアフリーとユニバーサルデザイン

大学図書館における身体障害者サービス

篠 塚 富士男*

大学図書館における身体障害者サービスの現状を、特に施設・設備の問題を中心に述べる。はじめに、国立大学図書館協議会での取り組みとその成果としての報告書について紹介する。次に、大学図書館における身体障害者サービスの特性について論じる。また、施設・設備の実際について、筑波大学の事例をはじめて概観する。

キーワード：身体障害者サービス、大学図書館、施設・設備

1. はじめに

平成10年版障害者白書によれば、盲・聾・養護学校高等科（本科）を平成9年3月に卒業した人は1万人余りであったが、このうち大学等へ進学した人の数は100人程度であった。また、後述する国立大学図書館協議会の調査によれば、平成8年9月の時点での国立大学における身体障害者の在学・在職者数は、学生約300人、職員約550人であったが、これは国立大学の総学生数・職員数のそれぞれ約0.05%，0.4%であった。

これらの数字をみると、大学における身体障害者の数はまだ非常に少ないと言わざるをえないが、一方、この国立大学図書館協議会の調査では、アンケートに回答を寄せた97の国立大学のうち、調査時点で身体障害者が在学・在職している大学は実に90大学にのぼっており、身体障害者の在学・在職が決して特殊な状況ではないこともわかる。しかし、それにもかかわらず国立大学附属図書館における身体障害者へのサービスの取り組みは著しく遅れていることが指摘されている。

本稿では、主としてこの国立大学図書館協議会の調査及びその報告書を参照しながら、大学図書館における身体障害者サービスを、特に施設・設備の問題を中心に考察する。

2. 国立大学図書館協議会における取り組み

国立大学図書館協議会では、平成8年7月の総会で身体障害者サービスに関する調査研究班を設置することを決定し「身体障害者サービスに関する調査研究班設置要項」を策定した。この要項の「目的」の項を見

ると、「図書館の電子化が進む今日、新たな視点からも身体障害者への図書館サービスのあり方を検討することが急務である」という認識のもとに、「身体障害者の大学における学習・研究を支えるために、大学図書館が環境整備を進めるにあたり」「ガイドラインを作成することを目的」として、調査研究班を設置する、と記されている。そして、これに基づき設置された「身体障害者サービスに関する調査研究班」（以下「調査研究班」という。）が、平成8年度から2年間にわたって活動を行った。またこの調査研究班の下にはワーキング・グループが設置され、筆者もその一員として活動に参加した。

この調査研究班の成果は2部構成の報告書としてまとめられ、まず平成9年6月に様々な実態調査を内容とする報告書第1部「大学図書館における身体障害者サービスの実態」（以下「報告書第1部」という。）が、翌10年6月に前年度の実態調査に基づく具体的なサービスのあり方を内容とする報告書第2部「大学図書館における身体障害者サービスのあり方」（以下「報告書第2部」という。）が出されている。

これらの報告書は、国立大学という制約はあるものの、全国的な規模での実態調査、及びそれに基づく提言をまとめたものであって、各大学図書館においても参考となる部分が多いと思われる。

2.1 報告書第1部

調査研究班では「なによりもまず、すべての国立大学図書館関係者が、身体障害のある図書館利用者が置かれている現状を認識することが大事である」という認識から、報告書第1部=実態調査の具体的な内容として、全国の国立大学附属図書館へのアンケート調査や身体障害学生等からの聴き取り調査、学識者の意見の聴取、点訳・録音資料と著作権の問題の分析を行うとともに、読書支援機器・情報検索支援機器の現状についても調査を行っている。これは調査研究班設置要

* しのづか ふじお 筑波大学図書館部情報サービス課

〒305-8574 茨城県つくば市天王台1-1-1

Tel. 0298(53)2864

(原稿受領 1999.12.24)

項の目的に「図書館の電子化」という文言がはいっていることに対応する内容であった。

この実態調査から明らかになったことのうち、本稿冒頭であげた身体障害者の在学・在職者数、及び現に身体障害者が在学・在職している大学数以外の、注目すべき点をいくつかあげると、

- 1) 障害別の内訳では、学生が聴覚障害の比率が高く内部障害が低いのに対し、教職員では内部障害の比率が高い。これは、年齢が加わるとともに病気等によって障害を発するケースが多いためであると考えられ、身体障害者サービスを行うにあたっては、中途障害や加齢の問題も考慮する必要がある。
- 2) 大学としての身体障害者の対応方針の策定状況と比べ、図書館としての対応方針の策定が遅れている。
- 3) 施設・設備については、館の規模や設備の種類等によって整備状況に差があるが、整備されている館の場合も、身体障害学生の入学がきっかけとなり、対症療法的に整備されたケースが多い。
- 4) 身体障害者用の図書館資料、読書支援サービス、情報検索支援サービスは、いずれもきわめて不十分である。
- 5) 図書館職員による介助的支援のマニュアル化や職員研修、広報等についても、実施している図書館はわずかである。

こうした結果からも、大学図書館における身体障害者サービスの取り組みの遅れは明らかであるが、具体的な課題の洗い出しを含めた現状の認識という面では、大きな意味がある報告書であったといえよう。

2.2 報告書第2部

報告書第2部では、報告書第1部の結果を受けて、身体障害者サービスのあり方を、項目別に具体的に記述している。その内容は、身体障害者サービスの体制、サービス内容、施設・設備、災害時の対応、読書支援機器・情報検索支援機器の導入事例の報告、視覚障害者のWWW利用に関する研究開発動向、と多岐にわたっており、たとえば視覚障害者のための支援機器の導入事例では、機器の評価だけでなくWebページの作成上の問題点の指摘もある。

本報告書における身体障害者サービスの基本的な考え方とは「身体障害者のための環境整備がすべての利用者の利益になるという考え方」であり、とりわけ電子技術の発展によってどのようなサービスが可能になるかを見極めることの重要性を指摘している。そして、各図書館は「現在のさまざまな制約の枠内で可能なサービスを明確にして、身体障害者サービス・マニュ

アルを作成することが望ましい」と述べている。

報告書第2部は、大学図書館における身体障害者サービスの問題を多方面から検討し、具体的な記述・提言を行っている点でガイドラインの役割を果たしているといえるが、また同時に大学図書館においても身体障害者サービスは図書館の基本的なサービスである、という認識をはっきりと示している点に、国立大学図書館の意識改革を求める姿勢が表れている。

これらの2種類の報告書（報告書第1部・第2部）によって、大学図書館における身体障害者サービスの基本的な問題及びそのあり方が、初めて組織的かつ全体にわたって検討されたものと評価できよう。

3. 大学図書館における身体障害者サービスの特性

大学図書館の役割について、『図書館情報学ハンドブック 第2版』では、教育支援機能、研究支援機能、公共的機能をあげている。また提供するサービスの性質に注目すると、資料提供機能、文献探索機能、情報提供機能、利用者支援（指導）機能、場の提供機能などがある、と指摘している¹⁾。

これらの役割・機能は、当然のことながら、利用者が大学図書館に期待するものでもあり、その利用者にはもちろん身体障害者も含まれる。そこで、大学図書館の主要な機能の一つである「学術情報へのアクセスと提供」をめぐる問題を中心に、大学図書館における身体障害者サービスの特性について考えてみたい。

表1は、報告書第1部での身体障害学生等からの聴き取り調査の結果等も踏まえながら、大学図書館で必要な身体障害者サービスの内容と図書館の具体的な対応を4項目に集約し、さらにこれらのサービスを支える基盤あるいは前提条件として、

○成文化された対応方針・マニュアルの存在

○図書館機能の全般的な向上

を想定したものである。このように整理すると、パソコンやインターネットの発展と電子図書館への動きが大学図書館における身体障害者サービスの大きな柱となっていることがわかる²⁾。これは、大学図書館をめぐる急速な変革に対応する動きもあるが、これについては、別に本号で情報分野に関する論考が予定されていることもあるので、ここではこうした状況を指摘するにとどめ、次に施設・設備の問題を考えたい。

4. 施設・設備の整備

図書館における身体障害者サービスを、施設・設備の問題として考えると、具体的にはスロープやエレベーターの整備等がすぐに思い浮かぶ。バリアフリー

表1 大学図書館で必要な障害者サービスの内容と考えられる具体的な対応

①情報へのアクセスと入手手段の提供
○なるべく一人でかつ自由に情報へのアクセス・入手が行えること <ul style="list-style-type: none"> ・学術情報への要求は、きわめて個人的であり、かつ専門性の高いものであるので、要求者が自分で行えることが重要 ・情報処理技術の進展が障害者の情報収集能力を高め、自宅や研究室からもネットワークによって図書館を利用することが可能 ・パソコンやインターネットは情報にアクセスするための道具・手段として重要
→●図書館の具体的な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを利用する環境の整備（パソコン、端末台等） ・電子テキストの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・すでに電子化されている資料へのアクセスの確保及び電子テキストの収集 <ul style="list-style-type: none"> ・その場で（コピーをとるように）電子化できる設備の整備 ・電子図書館的機能の整備 ・機器の操作法や情報探査法等を含む情報リテラシー教育や各種のオリエンテーションの開催
②物理的なバリアの除去
○施設・設備の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・すでに整備されている施設・設備の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・設計の問題等により必ずしも使い勝手がいいものばかりとはいえない
→●図書館の具体的な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・質的な面での整備の充実・見直し ・設備更新等の際に障害者も健常者もともに利用できる設備に変更する
→ユニバーサルデザインの考え方
③人的支援
○コミュニケーションの手段が用意されていること
○臨機応変の対応ができること
○ボランティア等の支援を受けられること
→●図書館の具体的な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・館内体制の整備、対面朗読室等の施設・設備の整備等
④広報や各種の情報提供
○いろいろな手段による広報・情報提供
→●図書館の具体的な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・館内の掲示、ホームページへの掲載、リーフレットの作成等



これらのサービス内容を支えるものは

○成文化された対応方針、マニュアルの存在
・大学としての対応方針に沿い、授業や学生生活等との連携についての配慮もなされているものが必要



さらに基本的には

○図書館機能を全般的に向上させることが重要

という言葉の一般化とともに、こうした環境の整備的重要性は広く認知されてきている。

しかし、もともとは建築用語として登場したバリアフリーという言葉も、現在ではハードウェアの整備だけを指すものではなく、身体障害者サービスの基本的な考え方に対する問題ととらえることができる。そこで、まずこれらの概念の問題を考えたい。

4.1 ノーマライゼーションとバリアフリー

日本図書館協会から図書館員選書シリーズの1冊として刊行された『障害者サービス』では、「図書館におけるノーマライゼーション」について以下のように述べている。「ノーマライゼーション」というのは、簡単に言えば、障害者のためだけの特別の施設・設備、あるいはサービスを作りだすのではなく、だれもが同じように利用できる施設・設備、サービス等の構築がまず発想される必要があるという考え方である。（中略）これは単に施設・設備面の問題だけではない。サービス

面においても同様であり、障害者だからきめ細かくするというのではなく、すべての人に対しきめ細かくすることを基本として、個々の利用者の状況に応じて臨機応変に対応するように準備しておくことが大切なことがある。」

これは、図書館における施設・設備の問題を、障害者サービス全体の問題と関連して考える上で重要な考え方であり、先にあげた国立大学図書館協議会の報告書第2部での分析・提言も基本的に同じ立場に立つものである。

また、平成7年版障害者白書は「バリアフリー社会をめざして」というタイトルを持っているが、障害者を取り巻く障壁（バリア）として、物理的、制度的、文化・情報面、意識上という4つの障壁をあげている。白書では、これらのバリアを除去することが、すなわちバリアフリー社会の実現につながると分析しているが、図書館における施設・設備の問題も、単純に障害者に対する物理的な障壁の問題としてだけとらえるのではなく、この4つのバリアの問題を考えておく必要がある。すなわちノーマライゼーションの理念に沿った実践課題、実践手段としてのバリアフリーという位置づけ³⁾が重要である。

4.2 施設整備の基準

4.2.1 ハートビル法

これまで見てきたような概念を念頭に置きながら施設・設備の問題を考える必要があるが、具体的な施設整備の基準を考える上では、やはり平成6年に制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（いわゆる「ハートビル法」）が重要である。

このハートビル法は、不特定かつ多数の者が利用する建築物を建築する場合には、出入口等の施設を高齢者や身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない、としており、同法の施行規則（平成6年、建設省令第26号）により、ハートビル法で措置を講ずるよう求めている施設は、

出入口、廊下その他これに類するもの、階段、昇降機、便所、駐車場、敷地内の通路の7種類の施設であることがわかる。また、これらの施設の具体的な整備の基準（原文では「判断の基準」）は、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の規定に基づき、特定施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようになるための措置に関し特定建築主の判断の基準となるべき事項を定める件」（平成6年、建設省告示第1987号）に、基礎的基準と誘導的基準として公表されてい

る。

4.2.2 福祉のまちづくり条例

地方公共団体におけるいわゆる福祉のまちづくりの取り組みは、要綱や指針によるものが多かったが、ハートビル法の制定を機に、「福祉のまちづくり条例」が制定される例が増加している。こうした条例の多くは、不特定多数の者が利用する建築物・施設の新設・増改築の際に、地方自治体によって定められた整備基準にしたがって指導・助言を行う、という内容を含んでいる。また、条例制定にあわせて施設整備マニュアルを刊行して具体的な整備の基準をわかりやすく解説している例も多く、これらのマニュアルにはハートビル法で示された施設以外のいろいろな設備（たとえば案内カウンターや緊急時の設備等）についても具体的な基準を示している例も多い。

大学図書館においても、施設整備の基準としては、基本的には、ハートビル法やこれらの条例等を標準的な基準として参考にする必要がある。

4.3 施設・設備の整備の実際

報告書第1部によって施設・設備の整備状況を見るところ、国立大学図書館では、本館クラスで、出入口等のスロープ、障害者用トイレ、障害者用エレベーター、自動ドアが整備されている例が多い。これを公共図書館の整備状況と比較する（表2）と、本館クラスで見た場合には障害者用エレベーターの設置率が高くなっている。逆に、図書館に常備する車椅子や拡大読書器、対面朗読室の設置率では公共図書館の方がはるかに高くなっている。このうち、対面朗読室の設置については図書館におけるボランティア活動の存在と大きく関

表2 国立大学図書館と公共図書館の施設設備の設備状況

	国立大学図書館 1)		公共図書館 2)	
	館数（本館分）	設置率（本館分）	館数	設置率
出入口等のスロープ	153(74)	45.3(76.3)	1,418	61.0
障害者用トイレ	131(69)	38.8(71.1)	1,717	73.8
障害者用エレベーター	126(66)	37.3(68.0)	832	35.8
自動ドア	106(62)	31.4(63.9)	-	-
書架間スペース確保	65(39)	19.2(40.2)	-	-
点字ブロック・パネル	49(34)	14.5(35.1)	589	25.3
車椅子	3(2)	0.9(2.0)	939	40.4
障害者用駐車場	-	-	824	35.4
拡大読書器	14(9)	4.1(9.3)	564	24.2
対面朗読室	7(6)	2.1(6.2)	534	23.0
障害者用警報装置	10(5)	3.0(5.2)	-	-

(注)

1)報告書第1部（1997年6月）による
回答のあった総館数は338館（うち本館は97館）である

2)「図書館利用に障害のある人々へのサービス」全国調査報告書（1999年3月）による
回答のあった総館数は2,326館である
なお、数値のはいっていない部分は、当該調査で調査対象となっていたなかった施設である

わる事項であろう。しかし常備の車椅子については、入館までは車椅子を使わなくとも、文献の探索等のために長時間の在館となるので館内では車椅子を使いたい、という利用者も存在するので、大学図書館においても、もっと整備されるべきものであり、現状はあまりにも設置率が低いと言わざるをえない。

また、国立大学図書館において、本館以外の、分館や部局図書館・図書室までを含めた回答館全体によって設置率を比較すると、全体的に公共図書館の方がはるかに整備が進んでいることがわかる。これは、公共図書館の障害者サービスに対する継続的な努力の成果であるとともに、地方公共団体における障害者計画の策定や福祉のまちづくり条例の制定の進展にともなって、公共図書館でのハードウェアの整備の環境が整ってきたことを示すものでもある。

さて、報告書第2部では、国立大学図書館の施設・設備の整備を具体的に記述するにあたって、ハートビル法の規定と利用者の動線という観点から以下のように大別し、個別の記述を行っている。

○図書館へのアプローチと図書館内の移動

- ・駐車場
- ・敷地内の通路
- ・出入口
- ・廊下その他これに類するもの
- ・階段（その踊場を含む）
- ・昇降機（エレベーター）

○館内施設及び付帯設備

- ・標示・誘導
- ・便所
- ・カウンター
- ・公衆電話
- ・コンセント・スイッチ類
- ・書架（書架間スペース）
- ・閲覧机
- ・端末台

○防災設備（「災害時の対応」の項目として）

- ・非常放送・警報装置
- ・非常口・避難路
- ・誘導標示・避難器具

これらの項目設定は、たとえば『障害者サービス』であげられている項目とそれほど大きな差はない。各項目の具体的な内容や数値等は、これらの資料や地方自治体の施設整備マニュアル等を参照していただきたい。なお、施設・設備については技術の進歩により新しい製品が次々に発表される分野のものもあるので、実際の整備にあたっては最新の情報を把握する必要がある。また、特に防災設備については、設備の整備だ

けではなく、非常時の対応のマニュアルがきちんと整備されていないと実質的に役に立たないが、ハードウェアの整備だけでなく、ソフトウェアの整備もきちんと行うことが重要である。

4.4 筑波大学におけるサイン等の事例

筑波大学には、心身障害学系という研究組織があり、また障害を持つ学生の在学も、国立大学の中では多い方であると思われるが⁴⁾、中央図書館が開館したのは昭和54年で、すでに20年以上の月日がたっている。このため、現在では当然備えられているべき施設・設備も、必ずしも整備されているとはいえないが、設備の改修や機器の更新等の機会に、徐々に整備を進めている。また、大学全体としても身体障害者へのサポートを進めている。

ここでは、主としてサインに関する筑波大学の事例をいくつか紹介したい。ここで紹介するものは、基本的には施設・設備そのものではなく、いわゆる健常者向けに注意を喚起するサインが中心である。これは、報告書第1部での身体障害学生等からの聴き取り調査で、たとえばスロープのところに自転車が止めてあると車椅子は通れなくなってしまうので、施設・設備の整備だけではなくその活用にも配慮してほしい、という指摘があったが、こうした指摘に対する対応の実例でもある。こうしたものは大規模な施設の改修を必要とせず、費用もそれほどかけずにすぐに実施できるものが多いので、迅速な整備が可能であるという長所があるが、同時に、このような観点からの施設・設備の見直しにより新たな方策が生まれる可能性がある。

4.4.1 図書館へのアプローチ

図1～3は、図書館入口に至る点字ブロックの状況であるが、点字ブロックに注意書きを添えるだけでも注意を喚起する度合は大きく異なってくる。このような点字ブロックは、図書館入口以外にも学内に適宜整備されている。

図4～5は、心身障害学系の協力のもとに、図書館入口に設置した迷惑駐輪台数の増減表である。点字ブロックの付近(50cm以内)に自転車を置かないように訴えるものであるが、実際の迷惑駐輪台数を示していることと、その増減をグラフにしたことで、迷惑駐輪の実態を具体的に把握できる。注意書き付きの点字ブロックともあわせ、これらの対策をしたことによって迷惑駐輪の数は徐々に減少している。

図6は図書館入口のスロープの部分であるが、車椅子のサインによって、自転車等をむやみに置かないよう注意するものである。図7は、学内交通安全標語の入選作品で、これも標語の形で注意を喚起するものである。

図書館へのアプローチでは、自転車対策のサインが並んだが、これは筑波大学での自転車の利用率の高さを反映しており、それだけ問題も多いことを示すものもある。

4.4.2 図書館入口とボランティアカウンター

図8～9はともに筑波大学の図書館の入館ゲートであるが、図8は中央図書館の、図9は体育・芸術図書館のものである。中央図書館でも、以前は図9のようにバーの形をした入館ゲートであったが、機器の更新を機に、図8のような形のものに変えた。バー型のも



図1



図2



図3



図 4



図 5

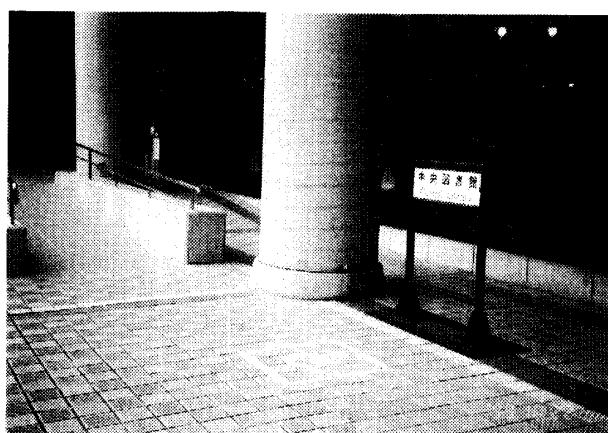


図 6



図 7



図 8



図 9

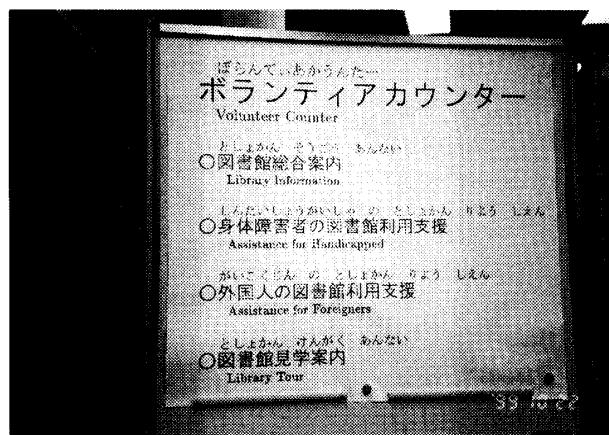


図10

のは、車椅子での入館の際には、ちょうど顔や首の近辺にバーがあたる形状となっており、実際に事故があったわけではないが、感覚的に危険を感じる、という車椅子利用者の声もあった。このような設備は、更新等の際の注意・配慮によって、徐々に改善していくことが可能である。

図10はボランティアカウンターの後ろに置かれている掲示板である。中央図書館ではメインカウンターがもっとも入口近くにあるが、入館ゲートからまっすぐエレベーターのところまで来ると、ボランティアカウンターがある。ここでは身体障害者の図書館利用支援(対面朗読を含む)をはじめ、ボランティアによるいくつかのサポートを受けることができるが、その内容を掲示板で示すことにより、利用者が気軽に立ち寄りやすくしている。筑波大学附属図書館のボランティアについては、別に詳細な報告がある⁵⁾ので、参照されたい。

5. おわりに

現在のところ、国立大学に限らず大学図書館における身体障害者サービスの取り組みは遅れているといわざるを得ない。今後の対応としては、まず自館の現状を把握することが最も重要であるが、同時に学内外の関係施設等とも連携し、社会の動きを見きわめつつ、どのようなサービスを行うべきか、いま可能なサービスは何か、ということを明確にする必要がある。なかでも施設・設備の整備の問題は、予算の関係もあり制約も多いが、図書館の対応方針を明確にすることによって、着実に改善をはかることができる問題もある。そして、ユニバーサルデザインの考え方にも沿い、長期的な視点にたったユニバーサルライブラリーの実現を目指していく必要がある。

注

- 1) 図書館情報学ハンドブック編集委員会編. 図書館情報学ハンドブック 第2版. 東京, 丸善, 1999, p.847
- 2) 著作権審議会は点字データのネット送信の自由化等、障害者の情報アクセスに配慮した提言をまとめた。日本経済新聞, 1999年12月10日(金朝刊 p.39
- 3) 井上由美子. バリアフリー : サイン計画とまちづくり. 東京, 中央法規出版, 1998, p.25
- 4) 大学案内2000障害者版 WEB掲載版 http://www2s.biglobe.ne.jp/~t-tsubas/NSCSD/dg/daig_index.htm
- 5) 佐藤勝則ほか. 筑波大学附属図書館における図書館ボランティアの導入. 大学図書館研究. No. 49, p.37-45 (1996)
氣谷陽子ほか. 筑波大学附属図書館における大学図書館ボランティアの活動. 大学図書館研究. No. 53, p.54-61 (1998)

参考文献

- (1) 総理府. 障害者白書 平成10年版. 東京, 大蔵省印刷局, 1998, 351p.
- (2) 総理府. 障害者白書 平成7年版. 東京, 大蔵省印刷局, 1995, 340p.
- (3) 国立大学図書館協議会 身体障害者サービスに関する調査研究班報告書 第1部: 大学図書館における身体障害者サービスの実態. 1997.
- (4) 国立大学図書館協議会 身体障害者サービスに関する調査研究班報告書 第2部: 大学図書館における身体障害者サービスのあり方. 1998. なお、報告書第1部、第2部は <http://wwwsoc.nacsis.ac.jp/anul/Kdtk/contents.html> で全文が参照できる。
- (5) 日本国書館協会 障害者サービス委員会編. 障害者サービス. 東京, 日本国書館協会, 1996, 300p. (国書館員選書12)
- (6) 日本国書館協会 障害者サービス委員会編. 「図書館利用に障害のある人々へのサービス」全国調査報告書: 1998年調査. 東京, 日本国書館協会, 1999, 29p.

Special feature : Barrier-free and Universal Design of Library and Information Service.
Library services for users with disabilities among universities in Japan, Fujio SHINOZUKA
(Division of Library Service, Department of the University Library, University of Tsukuba (1-1,
Tennodai 1-chome, Tsukuba-shi, Ibaraki 305-8574))

Abstract : This paper describes library services for users with disabilities among universities in Japan, mainly about a matter of facilities and equipment. First, it introduces two reports as a result of research study by Association of National University Libraries. Next, it describes characteristics of library services for users with disabilities in university libraries. And it describes the practical side of facilities and equipment, containing examples in University of Tsukuba.

Keywords : library services for users with disabilities / university libraries / facilities and equipment